

■食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳（平成23年度実績）

1 食品廃棄物等の発生量の内訳

平成23年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間総発生量は、19,955千t となった。

これを業種別にみると、食品製造業が16,582千t ともっとも多く、次いで外食産業が1,876千t、食品小売業が1,275千t、食品卸売業が222千t となった。

食品産業全体の食品廃棄物等の年間総発生量の内訳は、再生利用の実施量が13,768千t (69%) ともっと多く、次いで廃棄物としての処分量が2,956千t (15%)、減量した量が2,351千t (12%)、熱回収の実施量が460千t (2%) となっている。

再生利用率等実施率については、食品製造業が95%ともっとも高く、次いで食品卸売業が57%、食品小売業が41%、外食産業が23%となっている。

年度 平成23年度実績

※各項目の上段()内の数値は、食品廃棄物等の年間総発生量に占める割合である。

区分	計	食品廃棄物等の年間総発生量						発生抑制の実施量	再生利用等実施率
		再生利用の実施量	熱回収の実施量	減量した量	再生利用以外	廃棄物としての処分量			
食品産業計	(100) 19,955	(69) 13,768	(2) 460	(12) 2,351	(2) 420	(15) 2,956		1,841	84
食品製造業	(100) 16,582	(78) 12,922	(3) 443	(14) 2,281	(2) 387	(3) 548		1,593	95
畜産食料品製造業	1,494	1,361	5	27	16	85		165	94
水産食料品製造業	672	529	2	40	74	27		64	86
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	306	230	0	34	6	36		48	88
調味料製造業	340	246	15	21	21	38		45	85
糖類製造業	2,159	638	245	1,260	16	0		144	99
精穀・製粉業	2,194	2,109	0		69	16		78	96
パン・菓子製造業	480	403	4	28	7	39		81	92
動植物油脂製造業	3,468	3,413	2	7	35	12		362	99
その他の食料品製造業	2,548	1,931	6	329	56	227		253	90
清涼飲料製造業	890	653	1	140	72	24		202	91
酒類製造業	1,799	1,382	58	304	14	43		140	97
茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)	230	29	105	92	2	1		12	96
食品卸売業	(100) 222	(50) 110	(3) 7	(1) 2	(4) 8	(43) 95		17	57
農畜産物・水産物卸売業	153	84	1	2	1	65		11	60
食料・飲料卸売業	69	25	6	0	7	30		6	50
食品小売業	(100) 1,275	(34) 430	(0) 2	(1) 7	(1) 12	(64) 822		150	41
各種食料品小売業	874	300	1	4	4	566		105	42
野菜・果実小売業	26	4	0	0	1	20		0	17
食肉小売業	15	7	1	0	0	7		0	49
鮮魚小売業	40	18	0	0	2	20		1	47
酒小売業	1	0	—	—	—	1		0	24
菓子・パン小売業	23	4	0	0	1	17		1	23
その他の飲食料品小売業	295	96	1	3	4	190		43	42
外食産業	(100) 1,876	(16) 305	(0) 8	(3) 60	(1) 12	(79) 1,491		81	23
沿海旅客海運業	—	—	—	—	—	—		—	—
内陸水運業	0	0	—	0	—	0		—	22
宿泊業	251	33	0	6	1	211		8	18
飲食業	1,411	236	3	46	9	1,117		61	23
持ち帰り・配達飲食サービス業	197	33	4	7	3	151		11	26
結婚式場業	17	4	0	1	0	12		1	30

注： 平成23年度実績は、農林水産省統計部「食品リサイクルに関する事例調査結果(平成23年度)」と食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果を用いて推計したものである。

なお、表中の「0」とは単位に満たないもの(例400t → 0千t)である。
 「—」とは、事実のないものである。

2 食品循環資源の再生利用の内訳

平成23年度の食品産業全体の再生利用の実施量は、14,188千t となった。

これを業種別にみると、食品製造業が13,310千t ともっとも多く、次いで食品小売業が443千t 、外食産業が318千t 、食品卸売業が118千t となった。

食品産業全体の食品リサイクル法で規定している用途別の実施量の内訳は、飼料が10,352千t (75%) ともっと多く、次いで肥料が2,524千t (18%) 、油脂及び油脂製品が529千t(4%)、メタンが315千t (2%) 、炭化して製造される燃料及び還元剤が44千t 、エタノールが5千t となった。

年度 平成23年度実績

※ 各項目の上段()内の数値は、食品リサイクル法で規定している用途別の実施量に占める割合である。

区分	再生利用の実施量 (その他を含む)	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量								その他 (再生利用以外)
		小計	肥料	飼料	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	エタノール		
食品産業計	千t 14,188	千t (100) 13,768	千t (18) 2,524	千t (75) 10,352	千t (2) 315	千t (4) 529	千t (0) 44	千t (0) 5	千t 420	
食品製造業	13,310	12,922	2,213	10,051	295	321	39	4	387	
畜産食料品製造業	1,378	1,361	294	892	7	161	7	—	16	
水産食料品製造業	603	529	104	403	0	16	5	0	74	
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	236	230	107	118	4	0	0	—	6	
調味料製造業	266	246	97	138	2	4	4	—	21	
糖類製造業	653	638	86	548	—	—	1	2	16	
精穀・製粉業	2,178	2,109	46	2,031	0	31	—	—	69	
パン・菓子製造業	410	403	60	327	8	4	3	0	7	
動植物油脂製造業	3,448	3,413	194	3,144	0	74	0	—	35	
その他の食料品製造業	1,987	1,931	532	1,339	27	29	3	1	56	
清涼飲料製造業	725	653	503	93	45	0	12	—	72	
酒類製造業	1,395	1,382	162	1,017	201	1	0	0	14	
茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)	32	29	25	0	0	—	3	—	2	
食品卸売業	118	110	53	28	4	24	0	(—)	8	
農畜産物・水産物卸売業	85	84	40	20	0	24	0	—	1	
食料・飲料卸売業	33	25	13	8	4	0	0	—	7	
食品小売業	443	430	146	195	11	76	4	0	12	
各種食料品小売業	304	300	106	145	8	38	3	0	4	
野菜・果実小売業	5	4	3	1	—	0	—	—	1	
食肉小売業	7	7	1	1	—	5	0	—	0	
鮮魚小売業	20	18	7	10	0	1	—	—	2	
酒小売業	0	0	0	—	0	—	—	—	—	
菓子・パン小売業	6	4	1	3	0	0	—	—	1	
その他の飲食料品小売業	101	96	28	35	2	31	0	—	4	
外食産業	318	305	112	78	5	109	1	0	12	
沿海旅客海運業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
内陸水運業	0	0	—	—	—	0	—	—	—	
宿泊業	33	33	18	10	1	4	0	0	1	
飲食業	245	236	76	58	4	97	0	0	9	
持ち帰り・配達飲食サービス業	36	33	17	8	0	7	0	0	3	
結婚式場業	4	4	2	1	1	0	—	0	0	

注： 平成23年度実績は、農林水産省統計部「食品リサイクルに関する事例調査結果(平成23年度)」と食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果を用いて推計したものである。

なお、表中の「0」とは単位に満たないもの(例400t → 0千t)である。
「—」とは、事実のないものである。